

三宅村空き家活用対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三宅村内の空き家を有効活用することにより、三宅村への定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家を賃借又は購入若しくは賃貸又は売却する者が行う当該空き家の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、「三宅村補助金等交付規則」(平成4年4月1日規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を申請した日において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 空き家を賃借又は購入若しくは賃貸又は売却する者。
- (3) 前項に規定する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録されている者。その他、賃貸又は売却する者が本村以外に住所を有する場合は、当該空き家の所有権を証明すること。
- (4) 空き家の所有者の3親等以内の親族でない者
- (5) 補助金に係る事業を行う空き家に、国、都又は村の他の制度による補助金等を受けていない、又は受けようとしていない者
- (6) 補助金に係る事業を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思のある者
- (7) 村税等の滞納者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (8) その他村長が適切と認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 空き家改修事業
- (2) 空き家活用事業

(補助対象事業の施工業者等)

第4条 補助対象事業の施工業者及び一般廃棄物処理事業者は、地域の活性化を図ることを目的に、村内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、やむを得ない事情があると村長が判断した場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号によって算出された金額の合計額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する補助対象事業に要した経費に10分の5を乗じて得た額とし、その限度額は、100万円とする。
- (2) 第3条第2号に規定する補助対象事業に要した経費に10分の8を乗じて得た額とし、その限度額は、10万円とする。

2 補助金の交付は、それぞれ空き家1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、三宅村空き家活用対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めたときは、三宅村空き家活用対策事業補助金交付決定通知書（様式2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡、又は担保に供してはならない。

(補助金の変更等)

第9条 第7条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更（ただし、軽微なものは除く。なお、額の増額は行わないものとする。）する場合、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、三宅村空き家活用対策事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第10条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、三宅村空き家活用対策事業補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、三宅村空き家活用対策事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 村長は、前条の規定により実績報告書を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、三宅村空き家活用対策事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第 1 3 条 村長は、前条の規定による確定した額を補助対象事業の完了後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知があった日から 30 日以内に三宅村空き家活用対策事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 1 4 条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して 3 年未満に、改修等をした空き家を取り壊し、又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付日から起算して 3 年未満に、改修等をした空き家を退去したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、三宅村空き家活用対策事業補助金交付取消通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないものとする。

4 村長は、第 1 項の規定により補助金の返還を命じるときは、三宅村空き家活用対策事業補助金返還命令書（様式第 9 号）により、交付決定者に通知するものとする。

5 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号又は第4号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年未満のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年以上2年未満のときは、補助金の3分の2の額とする。
- (3) 2年以上3年未満のときは、補助金の3分の1の額とする。

(補足)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもの以外の取扱いについて、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

交付申請書（別紙参照）

様式第2（第7条関係）

交付決定通知書（別紙参照）

様式第3（第9条関係）

変更承認申請書（別紙参照）

様式第4（第10条関係）

交付決定（変更・取消）（別紙参照）

様式第5（第11条関係）

実績報告書（別紙参照）

様式第6（第12条関係）

交付確定通知書（別紙参照）

様式第7（第13条関係）

交付請求書（別紙参照）

様式第8（第14条関係）

交付取消通知書（別紙参照）

様式第9（第14条関係）

返還命令書（別紙参照）